

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省 令第一号）

改正案	現行
<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）            第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第二百二条並びに第一百五条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～五（略）            2～4（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）            第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの及び法第五十八条の五第一項第六号に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）            第十四条 法第三十二条第六項（法第五十八条の四第八項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第二百二条並びに第一百五条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～五（略）            2～4（略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）            第四十五条 法第五十八条の三第一項第一号及び第八項に規定する労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの並びに法第五十八条の五第一項第六号及び第六項に規定する労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行（当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該労働金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 (略)

2～4 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（労働金庫にあつては法第五十八条の三第一項に規定する子会社対象会社、労働金庫連合会にあつては法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二～三十九 (略)

6～10 (略)

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（労働金庫連合会にあつては、当該労働金庫連合会の特定子銀行（当該労働金庫連合会の子会社のうち、法第五十八条の五第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該労働金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次項において同じ。）

二 (略)

2～4 (略)

5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（法第五十八条の三第一項又は法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二～三十九 (略)

6～10 (略)

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第五十条の二第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はそ

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第五十条の二第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当するもの（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日）をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第四十八条第一項第九号及び第五十条の二第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号又は第五十八条の五第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にあつては当該金庫に係る法第五十八条の三第一項第二号の二又は第五十八条の五第一項第七号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はそ

の子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の七第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十八条第一項第九号、第五十条の二第三項及び第八十三条第一項第十六号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13（略）

14 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十八条の三第一項第一号から第二号の二まで又は第五十

の子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する国内の会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第四十八条第一項第九号、第五十条の二第三項及び第八十三条第一項第十六号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13（略）

14 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四項各号に規定する業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として当該金庫、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第五十八条の三第一項第一号から第二号の二まで又は第五十

八条の五第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号、第四号及び第四号の二を除き、以下この条において同じ。）

二〇七（略）  
15（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条 金庫は、認可対象会社（当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

八条の五第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項第三号に規定する持株会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項第八号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四項各号（労働金庫にあつては、第二十三号を除く。）及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十八条の五第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号、第四号及び第四号の二を除き、以下この条において同じ。）

二〇七（略）  
15（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第四十七条 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ （略）

四 （略）

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 （略）

四 当該申請時において申請金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 （略）

3 （略）

三 当該金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ （略）

四 （略）

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の四第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 （略）

四 当該申請時において申請金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 （略）

3 （略）

4 第一項の規定は、法第五十八条の三五項又は法第五十八条の五第四項の規定による認可（労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び前項に規定する議決権について準用する。

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四十七条の二 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該労働金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を  
知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該労働金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

4 第一項の規定は、法第五十八条の三五項又は法第五十八条の五第四項の規定による認可について準用する。

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（新設）

2 |

- イ | 当該労働金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
  - ロ | 当該認可後における当該労働金庫連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
  - 四 | 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面
    - イ | 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
    - ロ | 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
    - ハ | 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
    - ニ | 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
  - 五 | 当該認可に係る当該労働金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該労働金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
  - 六 | その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請が



あつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした労働金庫連合会（以下この項において「申請労働金庫連合会」という。）の出資の総額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請労働金庫連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請労働金庫連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請労働金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請労働金庫連合会の法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請労働金庫連合

会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七| 申請労働金庫連合会の業務の状況に照らし、申請労働金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請労働金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八| 申請労働金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請労働金庫連合会の労働金庫連合会としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請労働金庫連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九| 申請労働金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請労働金庫連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3| 前二項の規定は、法第五十八条の五第五項において準用する法第五十八条の三第四項ただし書の規定による認可（労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十八条の五第六項の規定による認可について準用する。

5 法第三十二条第六項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（労働金庫連合会による労働金庫連合会グループの経営管理の内容等）

第四十七条の三 法第五十八条の六第二項第一号に規定する方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 労働金庫連合会グループ（法第五十八条の六第一項に規定する労働金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における労働金庫連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第五十八条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める体制は、当該労働金庫連合会における当該労働金庫連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

（新設）

3 | 法第五十八条の六第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、当該労働金庫連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における労働金庫連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第四十九条 金庫は、法第五十八条の四第二項ただし書（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第四十八条 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第四十九条 金庫は、法第五十八条の四第二項ただし書（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十条 法第五十八条の四第四項第三号(法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、

一〇四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十条 法第五十八条の四第四項第三号(法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第五十条の二 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、

当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務)

第五十一条 法第五十八条の五第一項第一号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十五条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により労働金庫連合会、その子会社又

当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十八条の四第九項又は第五十八条の六第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第五条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務)

第五十一条 法第五十八条の五第一項第一号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十五条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として労働金庫連合会、その

は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）のほか、次に掲げるものとする。）

一 (略)

二 第四十五条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により金庫（労働金庫連合会にあつては、法第五十八条の五第一項第六号に規定する子会社を含む。）又は第四十五条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 (略)

（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの）

子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）のほか、次に掲げるものとする。）

一 (略)

二 第四十五条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として金庫（労働金庫連合会にあつては、法第五十八条の五第一項第六号に規定する子会社を含む。）又は第四十五条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 (略)

（子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの）

第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務

三 第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(事業の譲受けの認可の申請等)

第六十三条 金庫は、法第六十二条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社(当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七条第一項第四号に掲げる書面

六の二 当該事業の譲受けにより業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第四十五条第五項第三十八号に掲げる業務(前条第一項第二号、第二項第二号及び第三項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第四十五条第五項第三十九号に掲げる業務(前条第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号に掲げる業務を除く。)

(事業の譲受けの認可の申請等)

第六十三条 金庫は、法第六十二条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社(当該金庫が労働金庫である場合にあつては法第五十八条の三第一項に規定する子会社対象会社、当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては法第五十八条の五第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七条第一項第四号に掲げる書面

(新設)



七・八 (略)

2 (略)

3 法第三十二条第六項の規定は、第一項第六号の二及び第七号に規定する議決権について準用する。

(合併の認可の申請等)

第六十九条 金庫は、法第六十四条第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社(当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七条第一項第四号に掲げる書面

九の二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第四十七条の二第一項第四号に掲げる書面

十〇十二 (略)

2 (略)

3 法第三十二条第六項の規定は、第一項第九号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

七・八 (略)

2 (略)

(新設)

(合併の認可の申請等)

第六十九条 金庫は、法第六十四条第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四十七条第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十〇十二 (略)

2 (略)

(新設)

(届出事項)

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十四 (略)

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社(当該金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)

の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十六 一〇十八 (略)

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。)

又は金庫の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

二〇 一〇二十五 (略)

2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合(金庫(一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫を除く。第六号において同じ。))である労働金庫代理業者が変更した場合を除く。

二 一〇五 (略)

六 労働金庫代理業を再委託した場合(金庫である労働金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫

(届出事項)

第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十四 (略)

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十六 一〇十八 (略)

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。)

又は金庫の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつた場合

二〇 一〇二十五 (略)

2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 一〇五 (略)

(新設)

代理業再委託者をいう。以下同じ。)が再委託した場合に限る。

( )であつて、当該再委託を受けた労働金庫代理業再委託者(同項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3  
3  
5 (略)

6 第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は労働金庫代理業者若しくはその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)若しくはその従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)のうち、金庫の業務又は労働金庫代理業者の労働金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 (略)

7 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一 第一項第二十三号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は労働金庫代理業者が知つた日

二 第二項第六号に該当する場合 同号の規定による変更があつた

3  
3  
5 (略)

6 第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は労働金庫代理業者若しくはその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)若しくはその従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)

四 (略)

7 第一項第二十三号及び第二項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を金庫又は労働金庫代理業者が知つた日から三十日以内に行われなければならない。

日

(預金の受払事務の委託等)

第九十条 金庫は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合(労働金庫代理業者に労働金庫代理業に係る業務として委託する場合を除く。)には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務(以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。)を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者(資金の貸付け(金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。)

ウ)の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。)に委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該金庫と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該金庫の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等(それを提示し若しくは通知して、又

(預金の受払事務の委託等)

第九十条 金庫は、現金自動支払機等による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者(資金の貸付け(金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。))の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。)に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための的確な措置及び顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該金庫の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該金庫が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該金庫と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、

それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、金庫、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第九十四条 金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することそ

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第九十四条 金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当

その他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること

五 (略)

(臨時休業の届出等)

第百十二条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。）において当該金庫のために行う労働金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 (略)

(臨時休業の届出等)

第百十二条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含む。）次項において同じ。）において当該金庫のために行う労働金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者の無人の営業所又は事務所において当該金庫のために行う労働金庫代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

二・三 (略)

5 | 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 | 金庫の無人の事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 | 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 | 労働金庫代理業再委託者の再委託を受けるときは、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 | 労働金庫代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2・3 (略)

(特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等)

三・四 (略)

(新設)

(労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第二百二十条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 | 労働金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の再委託を受けるときは、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 | 労働金庫代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける労働金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2・3 (略)

(特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等)



第四百四十四条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

第四百四十四条 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定労働金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

(新設)